

施設基準にかかわる厚生労働大臣が定める揭示事項

夜間緊急体制確保加算

当院は、夜間緊急体制確保加算を算定しています。

- ◆ 当院には看護職員が7名以上勤務しています
- ◆ 夜間に緊急の診療が必要となった場合、以下の医師が対応します

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

また、令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を患者さんが希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

医療 DX 推進体制の整備について

医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応を行っております。

オンライン請求を行っております。

オンライン資格確認を行う体制を有しております。

電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。

電子処方箋を発行する体制については当該サービスの対応待ちです。

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。

マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声がけ・ポスター掲示を行っております。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、及び活用

して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示いたします。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。